

広島県公営企業の管理者に対する事務委任規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十二号

広島県公営企業の管理者に対する事務委任規則

(趣旨)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五百三十三条第一項の規定に基づき、広島県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十五年広島県条例第二十一号)第四条の公営企業の管理者(以下「管理者」という。)に対し、知事の権限に属する事務の一部を委任する事項について定める。

(管理者への委任)

第二条 次に掲げる事務は、管理者に委任する。

- 一 広島県水道広域連携推進方針に関すること。
- 二 広島県下水道事業広域化・共同化計画に関すること。
- 三 株式会社水みらい広島の設定・運営に係る株主間協定に関すること。
- 四 一般会計予算のうち、上下水道部が所掌する事務及び第一号から第三号までに掲げる事務に係る予算の執行に関すること。

(知事の指揮を受ける事項)

第三条 管理者は、前条の規定により委任された事務であっても、次に掲げる場合には、その処理につき、あらかじめ、知事の指揮を受けなければならない。

- 一 事案が重要又は異例と認められる場合
- 二 事案について疑義若しくは紛議があり、又は紛議を生じるおそれがある場合

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。